

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

佐世保市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成26年6月24日

九州電力を名乗る電話勧誘に注意！

相談内容

九州電力の関係会社を名乗る事業者から、「電気料金が安くなる方法があります」という内容の電話があった。

電気料金が安くなるならと話を聞いたところ、実際は電気温水器など高額な機器の勧誘であり、また、九州電力とも無関係であることがわかった。情報提供をする。

消費生活センターからのアドバイス

1. 同内容の相談が佐世保市消費生活センターに約20件、九州電力佐世保営業所に約300件寄せられています。電話勧誘の際に、九州電力の名前を利用して消費者を信用させ、「電気料金が安くなる」といった消費者が喜ぶ情報を先に出して、電気温水器などの機器の勧誘を目的としています。九州電力が戸別に電話勧誘を行うことはありません。

2. 販売目的を隠し、勧誘することは特定商取引法では禁止されています。

「電気料金が安くなる」という勧誘をうのみにせず、必要のない場合きっぱりと断りましょう。

電話勧誘販売、訪問販売はクーリング・オフをすることができ、契約をした後でも契約書面を受け取って8日間以内であれば無条件解約ができます。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0957-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各市町相談窓口